

令和8年4月17日開催

由利本荘市農業委員会総会議事録
(公開用)

由利本荘市農業委員会

由利本荘市農業委員会総会（令和8年第4回）議事録

1. 開催日時 令和8年4月17日（金曜日）午後3時30分

2. 開催場所 本荘由利広域行政センター「学習ホール」

3. 出席委員（21名）

2番 小松 健	14番 畑山 留美子
3番 齋藤 誠	15番 佐藤 喜勝
4番 庄司 和夫	16番 佐々木 剛
5番 佐々木 亨	17番 伊藤 剛
7番 菅原文 克	18番 加藤 三敏
8番 板垣 利明	19番 大瀧 浪雄
9番 三浦 幸夫	20番 佐々木 純一
10番 吉尾 麻美	21番 小野 晃一
11番 巴 寛	23番 真坂 和都
12番 佐藤 源樹	24番 冨 樫 公一
13番 佐藤 榮一	

4. 欠席委員（2名）

1番 佐藤 崇 22番 豊島 靖喜

5. 議事日程第1号 令和8年4月17日（金曜日） 午後3時30分 開会

第 1. 議事録署名委員指名

第 2. 会議書記任命

第 3. 会期決定

第 4. 報告第 1号 農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定に基づく職員の任免について

第 5. 報告第 2号 農地法施行規則第29条第4号及び第53条第4号の規定に基づく農地転用許可不要の件

第 6. 議案第30号 農地法第3条の規定に基づく使用貸借権設定の件

第 7. 議案第31号 農地法第3条の規定に基づく賃借権設定の件

第 8. 議案第32号 農地法第3条の規定に基づく所有権移転の件

第 9. 議案第33号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見について（一括方式）

第10. 議案第34号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見について（所有権移転）

第11. 議案第35号 農地法第2条第1項の農地に該当しない旨（非農地）の判断について

6. 本日の会議に付した事件

議事日程第1号のとおり

7. 出席した事務局職員

事務局長	柴田浩樹	次長	小松幸月
参事兼次長兼農地班長	二見真之	主席主査	渋谷淳
主査	池田弘	主査	稲垣あかり
主査	小助川洋	主査	小野友紀子
主査	佐藤弘輝		

8. 総会議長

富樫公一

9. 議事録署名委員

14番 畑山留美子

15番 佐藤喜勝

10. 会議の概要

○議長

これより令和8年4月10日公示招集されました、令和8年第4回農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、委員総数23名中21名であります。1番佐藤崇委員、22番・豊島靖喜委員より欠席の届け出があります。

出席委員は定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の提出案件は、報告第1号と2号、並びに議案第30号から議案第35号までの計8件であります。

○議長

それでは、これより議事に入ります。本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。

よって、本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

○議長

日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。会議規則第13条の規定に基づき、議事録署名委員に、14番畑山留美子委員、15番佐藤喜勝委員の両名を指名いたします。

○議長

日程第2、「会議書記」には、事務局職員を任命いたします。

○議長

日程第3、「会期決定」の件を議題といたします。

お諮りいたします。本日の会議の会期は、本日1日限りと決して、これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

○議長

日程第4、報告第1号「農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定に基づく職員の任免について」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(報告第1号について、事務局次長による案件報告)

○議長

報告第1号の事務局説明が終わりました。本件は報告のみとなりますのでご承知おきください。

只今より、転入職員の紹介をいたしますので、暫時休憩いたします。

【職員紹介】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第5、報告第2号「農地法施行規則第29条第4号及び第53条第4号の規定に基づく農地転用許可不要の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(報告第2号について、事務局参事による案件報告)

○議長

報告第2号の事務局説明が終わりました。本件は報告のみとなりますのでご承知おきください。

○議長

日程第6、議案第30号「農地法第3条の規定に基づく使用貸借権設定の件」を議題とし事務局より説明を求めます。事務局。

○事務局

(議案第30号について、議案書に基づき取り扱い件数を述べ、申請内容については記載のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしている旨説明する。)

○議長

議案第30号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第30号は、申請が適法と認め、許可することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第30号は、申請が適法と認め許可することに決定いたしました。

○議長

日程第7、議案第31号「農地農第3条の規定に基づく賃借権設定の件」を議題としますが、本議案の1番と2番につきましては、19番・大瀧浪雄委員が関係する事案でありますので、「農業委員会等に関する法律第31条」の規程に基づき退席させていただきます。

暫時休憩いたします。

(大瀧浪雄委員退席)

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第31号1番と2番につきまして、事務局より説明を求めます。事務局。

○事務局

(議案第31号1番と2番について、議案書に基づき取り扱い件数を述べ、申請内容については記載のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないため許可要件の全てを満たしている旨説明する。)

○議長

議案第31号1番と2番の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第31号1番と2番は、申請が適法と認め許可することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第31号1番と2番は、申請が適法と認め許可することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

(大瀧浪雄委員着席)

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第31号3番から40番につきまして、事務局より説明を求めます。事務局。

○事務局

(議案第9号3番から40番について、議案書に基づき取扱件数を述べ、申請内容については記載のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしている旨を説明する。)

○議長

議案第31号3番から40番の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第31号3番から40番は、申請が適法と認め許可することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第31号3番から40番は、申請が適法と認め許可することに決定いたしました。

○議長

日程第8、議案第32号「農地法第3条の規定に基づく所有権移転の件」を議題としますが、本議案の1番につきましては、20番佐々木純一委員が関係する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席していただきます。

暫時休憩いたします。

(佐々木純一委員退席)

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第32号1番につきまして、事務局より説明を求めます。事務局。

○事務局

(議案第32号1番について、議案書に基づき取り扱い件数を述べ、申請内容については記載のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないため許可要件の全てを満たしている旨説明する。)

○議長

議案第32号1番の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第32号1番は、申請が適法と認め許可することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第32号1番は、申請が適法と認め許可することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

(佐々木純一委員着席)

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

引き続き、議案第32号を議題としますが、本議案の2番につきましては、13番佐藤榮一委員が関係する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席していただきます。

暫時休憩いたします。

(佐藤榮一委員退席)

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第32号2番につきまして、事務局より説明を求めます。事務局。

○事務局

(議案第32号2番について、議案書に基づき取り扱い件数を述べ、申請内容については記載

のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないため許可要件の全てを満たしている旨説明する。)

○議長

議案第32号2番の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第32号2番は、申請が適法と認め許可することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第32号2番は、申請が適法と認め許可することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

(佐藤榮一委員着席)

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第32号3番から23番につきまして、事務局より説明を求めます。事務局。

○事務局

(議案第32号3番から23番について、議案書に基づき取り扱い件数を述べ、申請内容については記載のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないため許可要件の全てを満たしている旨説明し、4番と21番について補足説明を行う。)

4番の譲受人は、農業経営をしながら、共同住宅建築を生業としています。

農地法の趣旨では、農地活用するとして農地法第3条に基づき取得した農地を、農地活用しないままに他者に貸し付けたり、農地以外の用途で使用することを認めていないことから、本申請内容は許可相当と見込みますが、今後の農地活用状況については事務局として注視すべきものと考えており、定期的な現地調査の実施を予定しております。

続いて21番について補足いたします。

21番の譲受人は横手市に居住しておりますが、申請農地に隣接する空き家の購入と合わせて申請農地を取得し、転居の後、農地活用するとの申請内容であることから、営農に支障ないものと判断しております。以上です。

○議長

議案第32号3番から23番の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【14番畑山留美子委員手を挙げる】

○議長

14番畑山留美子委員。

○14番・畑山留美子委員

14番畑山です。4番について補足ありましたが、計画では何を作付けすることになっているかお聞きしたいのですが。

○議長
事務局。

○事務局

計画ではソバです。以前より譲受人は川口周辺の農地を取得していますが、すべてソバを作付けしており、これまでもソバを作付けしているということで、引き続き確認していきたいと思えます。

○議長

他にございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第32号3番から23番は、申請が適法と認め、許可することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第32号3番から23番は、申請が適法と認め許可することに決定いたしました。

○議長

日程第9、議案第33号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見について（一括方式）」を議題としますが、本議案の1番と2番につきましては、20番佐々木純一委員が関係する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席していただきます。

暫時休憩いたします。

（佐々木純一委員退席）

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開します。

議案第33号1番と2番につきまして、事務局より説明を求めます。事務局。

○事務局

（議案第33号1番と2番について、議案書に基づき取り扱い件数を述べ、申請内容については記載のとおりで、農用地利用集積等促進計画の認可の要件である農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各号を満たしている旨説明する。）

○議長

議案第33号1番と2番について事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第33号1番と2番は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第33号1番と2番は、原案が適当と認め異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することに決定いたしました。

暫時休憩します。

(佐々木純一委員着席)

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

引き続き、議案第33号を議題としますが、本議案の3番と4番につきましては、3番齋藤誠委員が関係する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席していただきます。

暫時休憩いたします。

(齋藤誠委員退席)

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開します。

議案第33号3番と4番につきまして、事務局より説明を求めます。事務局。

○事務局

(議案第33号3番と4番について、議案書に基づき取り扱い件数を述べ、申請内容については記載のとおりで、農用地利用集積等促進計画の認可の要件である農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第33号3番と4番について事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第33号3番と4番は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第33号3番と4番は、原案が適当と認め異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することに決定いたしました。

暫時休憩します。

(齋藤誠委員着席)

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

引き続き、議案第33号を議題としますが、本議案の5番から9番につきましては、12番佐藤源樹委員が関係する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席していただきます。

暫時休憩いたします。

(佐藤源樹委員退席)

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開します。

議案第 33 号 5 番から 9 番につきまして、事務局より説明を求めます。事務局。

○事務局

(議案第 33 号 5 番から 9 番について、議案書に基づき取り扱い件数を述べ、申請内容については記載のとおりで、農用地利用集積等促進計画の認可の要件である農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第 33 号 5 番から 9 番について事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第 33 号 5 番から 9 番は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 33 号 5 番から 9 番は、原案が適当と認め異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することに決定いたしました。

暫時休憩します。

(佐藤源樹委員着席)

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開します。

議案第 33 号 10 番から 65 番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第 33 号 10 番から 65 番について、議案書に基づき取り扱い件数を述べ、申請内容については記載のとおりで、農用地利用集積等促進計画の認可の要件である農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第 33 号 10 番から 65 番の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第 33 号 10 番から 65 番は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 33 号 10 番から 65 番は、原案が適当と認め異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することに決定いたしました。

○議長

日程第 10、議案第 34 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見について(所有権移転)」を議題とし、事務局より説明を求めます。事務局。

○事務局

(議案第34号について、議案書に基づき取り扱い件数を述べ、申請内容については記載のとおりで、農用地利用集積等促進計画の認可の要件である農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第34号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第34号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第34号は、原案が適当と認め異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することに決定いたしました。

○議長

日程第11、議案第35号「農地法第2条第1項の農地に該当しない旨(非農地)の判断について」を議題とし、はじめに1番について事務局より説明を求めます。事務局。

○事務局

(議案第35号1番について、議案書に基づき朗読し、申請の概要を説明。

申請地は、長年耕作しておらず、山林化している状況であり、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断され、農地法第2条の農地に該当しない旨を説明する。)

○議長

議案第35号1番の事務局説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、10番吉尾麻美委員。

○10番・吉尾麻美委員

(現地確認日時、現地確認出席者を報告し、現地は長期間耕作されていないため、山林化している状況にあり、農地への復元は困難であると判断し、農地法第2条の農地に該当しないものと確認した旨を報告する。)

○議長

ご苦労様でした。

続いて、2番と3番について事務局より説明を求めます。事務局。

○事務局

(議案第35号2番と3番について、議案書に基づき朗読し、申請の概要を説明。

申請地は、令和6年7月の豪雨災害により、土砂が流入し堆積している状況であり、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断され、農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるため、農地法第2条の農地に該当しない旨を説明する。)

○議長

議案第35号2番と3番の事務局説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、21番小野晃一委員。

○21番・小野晃一委員

(現地確認日時、現地確認出席者を報告し、現地は令和6年7月の豪雨災害により、土砂が流入し堆積している状況にあり、農地への復元は困難であり、農地として復元しても継続して利用することができないと判断し、農地法第2条の農地に該当しないものと確認した旨を報告する。)

○議長

ご苦労様でした。

議案第35号の事務局説明、現地調査報告が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。

ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第35号は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって議案第35号は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することに決定いたしました。

○議長

この際、お諮りいたします。

今総会で決定されました議案において、その字句、数字、その他文案等の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。よってそのように決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。

(午後4時15分)

由利本荘市農業委員会総会会議規則第13条第1項の規定によりここに署名する。

由利本荘市農業委員会

総 会 議 長 富 樫 公 一

議事録署名委員 畑 山 留 美 子

議事録署名委員 佐 藤 喜 勝